

第5期第3回横浜市税制調査会 議事概要	
日 時	令和2年12月24日(木) 午後2時00分から午後5時まで
会議形式	WEB形式
出席者	青木座長、上村委員、柏木委員、川端委員、柴委員、望月委員
欠席者	なし
関係局	議題1 経済局 議題2 なし
開催形態	議題1 非公開 議題2 一部非公開(傍聴者0人、取材0人)
議 題	1. 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例について 2. 近年の税制改正を踏まえた地方税制の課題とあり方について(3)
議 事	<p>1. 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例について</p> <p>・経済局より、配付資料に沿って説明があった。</p> <p><b>【主なコメント(要旨)】</b></p> <p>○ 資料では、企業誘致施策により様々な効果があったとしているが、条例の延長にあたっては、条例第1条の「目的」で、市民雇用とともに市内雇用の増大を謳っているため、まず、これに対して効果があったことを分かりやすく示してほしい。</p> <p>○ 認定企業の税収を認定による効果と捉え、税収額が支援額を上回っていると説明しているが、税収額は企業が実際に行った事業活動の結果として納めたものであるから、それを支援額の効果そのものとして評価するのは誤解を与えかねないので、丁寧に説明してほしい。参考として、認定企業への税軽減と助成金はこの額、認定企業からの税収はこの額、という説明に留めた方がいいのではないか。</p> <p>○ 新型コロナの影響で、多くの企業の経常利益が落ちている現在の状況では、法人市民税法人税割の軽減によるインセンティブ効果が弱まっていると思う。税制は安定性を求められる面もあるが、立地促進の効果が上がるよう、状況の変化に対応できるようにするため、条例の適用期間を短くすることや、必要に応じて条例の適用期間中に改正することも考えていいのではないか。</p> <p>○ 現在、新型コロナの影響でオフィス移転を考えている企業が多く、横浜市にとってはチャンスだと思う。企業立地は他都市との奪い合いであるが、他都市の企業立地施策より横浜市の施策の方が手厚い状況にもある。基本的に施策は継続の方向でよいと思うが、その効果が出るように、しっかりとやっていただきたい。</p> <p>○ みなとみらい21を始めとした都心部に、大規模な立地を見込める土地が少なくなってきたのであれば、その他の地域にも企業の目が向くように、支援制度の説明を工夫した方がいいように思う。</p> <p>2. 近年の税制改正を踏まえた地方税制の課題とあり方について(3)</p> <p>・事務局より、配付資料に沿って説明があった。</p> <p><b>【主なコメント(要旨)】</b></p> <p>○ 現行の地方消費税の清算実務が、都道府県間でどのように行われているのか。市町村</p>

	<p>を含めた清算のスキームを考えるにあたり、確認をしておく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ もし、現行の地方消費税において、総務省資料のとおり、47 都道府県がそれぞれ 47 都道府県と清算を行っているのであれば、事務的に効率化できる余地が大きいと思うので、e L T A X に清算事務を集中し、清算済の地方消費税額を各地方団体に払い込んだ方が効率的ではないか。</li> <li>○ e L T A X を活用して地方消費税の清算を行うのであれば、清算基準に用いる統計データを e L T A X に集約することが必要となるのではないか。</li> <li>○ 現行の地方消費税の清算において、国が担っている部分があるのであれば、移行期間を設け、その期間中は必要に応じて国の仕組みを活用しつつ、地方で処理できる事務は地方で行うのはどうか。最終的には地方分権あるいは自主財政主義という理念に沿って、清算にかかる全ての事務処理を地方で行うことができればよいと思う。</li> <li>○ 地方消費税の按分方法の変更により減収となる団体には交付税による措置があることとしているが、一定程度の減収に対しての理解を得るために、課税権を回復させることの重要性について丁寧な説明が必要ではないか。</li> </ul>
資 料	<p>【資料 1】 企業立地促進条例の実績及び今後の取組案について  【資料 2】 近年の税制改正を踏まえた地方税制の課題とあり方について（3）  【資料 3】 近年の税制改正による影響額の分析  ※ 資料 3 は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 5 号に規定する情報を含むため、一部を非公開とします。</p>